

2026年4月1日

団体会員に所属の皆さまへ

中央労働金庫

### 「家族向け融資制度」の取扱開始について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は〈中央ろうきん〉をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、当金庫では、組合員の皆さまにとどまらずご家族のライフプランにも貢献できるよう、「家族向け融資制度」の取扱いを開始いたします。

ご利用をご希望の場合は、当金庫お取引店までご相談いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 制度概要

ご利用 いただける方	当金庫と取引のある組合員のご家族で次の条件にすべて当てはまる方 ①組合員の配偶者または2親等以内の親族（血族・姻族）であること。 ②申込時における被紹介者（家族）の年齢が満18歳以上であること。 ③被紹介者（家族）が当金庫の事業エリア（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）に居住または勤務していること。 ④紹介者（組合員）が当金庫に出資している団体会員に所属していること。
ご利用可能な 無担保融資商品	・カーライフローン ・教育ローン（証書貸付型および奨学金借換） ※教育ローン（カード型）は取扱対象外となります。 ・リフォームローン ・無担保住宅借換ローン ・福祉ローン
特典	組合員と同一の適用金利でご利用いただけます。 ※組合員限定の「ずっとサポート引下げ（年0.2%）」は適用対象外となります。

※団体会員とは：中央労働金庫に出資いただいている次の団体をいいます。①労働組合 ②国家公務員・地方公務員の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で、一定の条件を満たすもの。なお、対象とならない場合もあります。

※詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

#### 2. 取扱開始日

2026年4月1日（水）より取扱いを開始いたします。

### 3. 留意点

(1) 「家族向け融資制度利用 紹介状」の取扱いについて

本制度の利用にあたっては、お申込時に専用の「紹介状」をご提出いただく必要があります。「紹介状」は当金庫ホームページまたは〈中央ろうきん〉各営業店で取得可能となりますので、お気軽にお問い合わせください。

(2) 被紹介者（家族）が組合員の場合

ご紹介いただくご家族の方が当金庫に出資いただいている団体会員に所属している場合は、当該団体会員の組合員として各種融資商品をご案内させていただきます。

(3) 本制度対象外の融資商品について

対象外となる融資商品についても、一定の条件を満たせば、本制度によらず、ご利用いただけますので、当金庫お取引店までご相談ください。

以 上